

衛生を守ることこそサロン繁栄の道

5月8日より、新型コロナウイルスは感染法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行しました。今後、感染対策は個人の判断に委ねられますが、理容は理容師法に基づいた衛生順守をはじめ、お客さまの安心・安全を保つことが重要です。

連合会では、次の5項目を掲げ、お客さまが安心・安全に来店いただける環境を整え、感染症対策に取り組んでいきます。

衛生を守ることこそサロン繁栄の道

新型コロナは季節性インフルエンザ並みの感染症5類となりました。

理容は理容師法に基づいた衛生順守をはじめ、お客さまの安全・安心を保つことがサロン繁栄の道です。それぞれの業績アップ（経済回復）をめざして、次の努力をしましょう。

- 一 お客さまへは**予約制**のほか
順番待ち椅子の**間隔**を保つ
- 二 理容師の**マスクの着用**
- 三 サロン内の**換気**に心がける
- 四 自らの**手指消毒**など衛生面に最大の配慮をする
- 五 理容従事者**自身**が**健康管理**に務める



※理容連合会では感染急拡大の心配も含めて、感染拡大防止予防ガイドラインは残しています。